

設置の場合は変更を
二重線で消す工場 ~~設置~~
~~変更~~ 認可申請書押印は
不要です。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

台東区長殿

住所 台東区東上野4-5-6
氏名 台東印刷株式会社
代表取締役 台東太郎

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第81条第1項の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。第82条第1項

既認可番号等	認可番号・年月日		第 号 年 月 日			
	変更事由		1 業種	2 作業	3 建物	4 施設
工場の名称	台東印刷株式会社					
工場の所在地	台東区東上野4-5-6					
地域等	用途地域			水域		
	商業地域			公共下水道		
業種① 作業の種類②	① 印刷業		② オフセット印刷			
主要生産品目	チラシ、冊子などの商業印刷物					
資本金	1,000万円		作業時間	8時30分から 17時30分まで(8時間)		
自動車の出入口が接する道路の幅員	4 m	車道、歩道、植樹帯含む	100メートル以内の学校・病院等の所在位置	有	△位置:別紙(8)のとおり	
工事着工予定	令和〇〇年〇〇月〇〇日		工事完成予定	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
従業員数	3人		常用雇用者数	5人		
公害防止担当部課	担当部課	総務課 総務係				
	責任者氏名	浅草 次郎				
連絡先	所属	総務課 総務係				
	氏名	浅草 次郎				
	電話番号 (ファクシミリ番号)	5246-1282 5246-1289		電子メールアドレス		
※受付欄			※手数料	8,700円		

備考 1 ※印の欄には記入しないこと。

2 「既認可番号等」の欄は、変更認可申請時のみ記入すること。

3 △印の欄には、申請書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入する
4 「用途地域」の欄には都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域を、「水域」の欄には水域細区分の欄に掲げる水域を記入すること。

5 「業種①、作業の種類②」の欄の「①」には日本標準産業分類の中分類項目を記入すること。また、「②」には条例別表第1に掲げる工場の種類を記入すること。

6 「100メートル以内の学校・病院等」とは、工場の敷地の境界線から100メートル以内の学校及び病院並びに50メートル以内の保育所、診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）、図書館及び特別養護老人ホームをいう。

7 「公害防止担当部課」の欄の「責任者氏名」には、公害防止管理者を置いている工場にあっては、公害防止管理者の氏名を記入すること。

受付時に必要です。

図面などから算出します。

敷地・建物の状況	敷地面積	1 変更後（設置）	113.25 m ²	2 変更前	m ²
	建物の配置等	△別紙（1）その1のとおり			
	建物の棟別用途・構造・面積等	△別紙（1）その2のとおり			
	周囲の状況	△別紙（8）のとおり			
施設の状況	機械・設備等の施設	△別紙（1）その3のとおり			
	構造・配置・使用方法	△別紙（2）のその〇のとおり			
動力用電力の合計（kW）	その他の電力の合計（kW）	総燃料油使用量（ℓ/日）	総用水量（m ³ /日）	取水方法	総排水量（m ³ /日）
1	11.1	2.4	3.0	上水道	3.0
2	別紙1 その3の合計と同じになります。				
工場に取り扱う有害ガス又は有害物質		イソプロピルアルコール（湿し水）			
作業の工程		製版（外注）→印刷→裁断→納入			
		屋外の作業	なし		
公害防止措置の概要（一時的作業に伴う措置を含む。）		<ul style="list-style-type: none"> ・作業中開口部は閉鎖する。音や臭気が外部に漏れないようにする。 ・印刷機、裁断機の基礎は厚さ50cmのベタ基礎とする。 ・換気扇にはダクトを設ける。 ・防振ゴムを取り付ける。 ・廃液はタンクに回収し、処理業者に委託する。 ・敷地周辺に塀を設け、低騒音機械で作業する。 			

備考2参照

備考3参照

屋外作業は禁止されています（条例第80条）

- 備考 1 「建物の配置等」、「建物の棟別用途・構造・面積等」及び「機械・設備等の施設」の欄の別紙は、それぞれ、施行規則別記第7号様式の別紙1その1、その2及びその3を使用すること。
- 2 「周囲の状況」の欄の別紙は、近隣の建物の用途、構造及び配置並びに道路の状況等を明らかにした図面とすること。
- 3 「構造・配置・使用方法」の欄の別紙は、施行規則別記第7号様式の別紙2から別紙7までのうち該当する様式を使用すること。
- 4 「動力用電力の合計」から「総排水量」までの欄は、設置認可申請時には「1」欄のみ記入すること。
- 5 「動力用電力の合計」の欄には原動機の定格出力の合計を、「その他の電力の合計」の欄には電熱用電力、電解用電力等、直接当該工場の作業の用に供する電力で動力用電力以外のものの合計を記入すること。
- 6 「工場に取り扱う有害ガス又は有害物質」の欄には、条例別表第3 有害ガスに掲げる物質又は別表第4 有害物質に掲げる物質のうち工場に取り扱っているものを記入すること。

敷地内建物の配置及び給排水系統図

- 備考
- 1 配置図には、建物の用途を記入すること。
 - 2 給排水系統については、給水（青）及び排水（赤）の色分けをすること。
 - 3 適当な図面があれば、それによることできる。

建物の棟別用途・構造・面積等

棟別 番号	新既 の別	用途	階数	構造	建築面積 (㎡)	床面積 (㎡)	作業場面積 (㎡)
1	新設	印刷工場	2	鉄骨造	59.85	119.70	37.17
合 計					59.85	119.70	37.17

商業地域、近隣商業地域は
作業場面積150㎡以内

第2種住居専用地域
第1種住居専用地域は作
業場面積50㎡以内、

中高層住居専用地域は工
場の建設はできません。

但し、自動車整備工場及び
日刊工業新聞印刷所は商業
地域で300㎡以内

機 械 ・ 設 備 等 の 施 設								
工場における 施設番号	新既 の別	種 類	公称能力	台数	動力用電力 (kW) (原動機)		その他の電力 (kW) (原動機以外)	
1	新設	オフセット 印刷機	最大 5000枚/h	2	2	20		
2	新設	裁断機		1	1	50		
3	新設	排気扇		1	0	20		
4	新設	乾燥機		1	0	80		
5	新設	エアコン		2			1	20
6	新設	梱包機		1	2	20		
7	新設	コンプレッ サー		2	0	75		
8	新設	箔押機		1	0	50		
合 計				11	11	10	2	40

騒音又は振動発生施設の構造等

工場における施設番号		1	2	7	8
種類・名称・型式		オフセット 印刷機	裁断機	コンプレッサー	箔押機
公称能力		2.2kw	1.5kw	0.75kw	0.5kw
数		2	1	2	1
使用開始(予定)年月日		令和〇年 〇月〇日	令和〇年 〇月〇日	令和〇年 〇月〇日	令和〇年 〇月〇日
使用状況	1日の使用時間・ 1月の使用日数	8時～17時 10日/月	8時～17時 14日/月	8時～17時 22日/月	8時～17時 22日/月
	季節変動	なし	なし	なし	なし
騒音又は振動の防止の方法		作業中開口部を 閉じる 50cm基礎打ち	作業中開口部を 閉じる 防振ゴム設置 50cm基礎打ち	専用室に設置 低騒音型を使用 防振ゴム設置 50cm基礎打ち	作業中開口部を 閉じる 50cm基礎打ち
事業用自動車	種類	小型トラック	ライトバン		
	用途	製品運搬用	資材運搬用		
	積載量	2t	0.5t		
	台数	1台	1台		
	1時間当たりの出入回数	1回	1回		
	1日当たりの出入回数	4回	2回		

- 備考 1 「騒音又は振動発生施設」とは、金属圧延機械、プレス機械等騒音又は振動を発生する施設をいう。
- 2 「騒音又は振動の防止の方法」欄には、消音器、つり基礎、遮音塀等騒音又は振動の防止に関して講ずる措置を記入すること。できる限り図面、表等を利用すること。